

議案第 135 号

いがまち保健福祉センター設置及び管理に関する条例等の一部改正について

いがまち保健福祉センター設置及び管理に関する条例等の一部を次のとおり改正しようとする。

平成 25 年 12 月 4 日提出

伊賀市長 岡 本 栄

記

いがまち保健福祉センター設置及び管理に関する条例等の一部を改正する条例

(いがまち保健福祉センター設置及び管理に関する条例の一部改正)

第 1 条 いがまち保健福祉センター設置及び管理に関する条例（平成 16 年伊賀市条例第 122 号）の一部を次のように改正する。

別表備考第 2 項中「1,050 円」を「1,000 円に消費税等相当額を加算した額」に改める。

(阿山保健福祉センター設置及び管理に関する条例の一部改正)

第 2 条 阿山保健福祉センター設置及び管理に関する条例（平成 16 年伊賀市条例第 123 号）の一部を次のように改正する。

別表備考第 2 項中「1,050 円」を「1,000 円に消費税等相当額を加算した額」に改める。

(大山田保健センター設置及び管理に関する条例の一部改正)

第 3 条 大山田保健センター設置及び管理に関する条例（平成 16 年伊賀市条例第 124 号）の一部を次のように改正する。

別表備考第 2 項中「1,050 円」を「1,000 円に消費税等相当額を加算した額」に改める。

(大山田福祉センターの設置及び管理に関する条例の一部改正)

第 4 条 大山田福祉センターの設置及び管理に関する条例（平成 16 年伊賀市条例第 125 号）の一部を次のように改正する。

別表備考第 2 項中「1,050 円」を「1,000 円に消費税等相当額を加算した額」に改める。

(青山保健センターの設置及び管理に関する条例の一部改正)

第5条 青山保健センターの設置及び管理に関する条例（平成16年伊賀市条例第126号）の一部を次のように改正する。

別表第2備考第3項中「1,050円」を「1,000円に消費税等相当額を加算した額」に改める。

（青山福祉センターの設置及び管理に関する条例の一部改正）

第6条 青山福祉センターの設置及び管理に関する条例（平成16年伊賀市条例第127号）の一部を次のように改正する。

別表備考第5項中「1,050円」を「1,000円に消費税等相当額を加算した額」に改める。

（島ヶ原老人福祉センターの設置及び管理に関する条例の一部改正）

第7条 島ヶ原老人福祉センターの設置及び管理に関する条例（平成16年伊賀市条例第136号）の一部を次のように改正する。

別表備考第2項中「1,050円」を「1,000円に消費税等相当額を加算した額」に改める。

（ハイトピア伊賀公共公益施設の設置及び管理に関する条例の一部改正）

第8条 ハイトピア伊賀公共公益施設の設置及び管理に関する条例（平成23年伊賀市条例第23号）の一部を次のように改正する。

別表第1備考第2項中「1,050円」を「1,000円に消費税等相当額を加算した額」に改める。

（上野歴史民俗資料館の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の一部改正）

第9条 上野歴史民俗資料館の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例（平成25年伊賀市条例第37号）の一部を次のように改正する。

別表を改める改正規定のうち、備考第1項中「1,050円」を「1,000円に消費税等相当額を加算した額」に改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、平成26年4月1日から施行する。ただし、第9条の規定は、公布の日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例の施行の日前に、いがまち保健福祉センター設置及び管理に関する条例、阿山保健福祉センター設置及び管理に関する条例、大山田保健センター設置及び管理に関する条例、大山田福祉センターの設置及び管理に関する条例、青山保健センターの設置

及び管理に関する条例、青山福祉センターの設置及び管理に関する条例、島ヶ原老人福祉センターの設置及び管理に関する条例及びハイトピア伊賀公共公益施設の設置及び管理に関する条例の規定により使用許可を受けている同日以後の使用施設等の使用料については、なお従前の例による。